

平成25年1月11日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午前10時0分

○散会時刻 午前11時50分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

高橋慎一 事務局副主幹

小島伸夫 庶務係長

○案件

1 第23回代表者会議合意事項……………	1
(1) 基本構想特別委員会設置について……………	1
2 検討・協議事項……………	1
(1) 議会基本条例について……………	1
3 その他……………	35

午前10時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、おはようございます。ただいまから第24回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長から御挨拶をいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

皆さん、おはようございます。年が改まりましてからもう2回目の代表者会議ということでございまして、本日は第24回目を数えたところでございます。それぞれ前回から本格的に議会基本条例の内容につきまして御議論をいただいております。中でもそれぞれの章に入ってきているわけでありますが、それぞれの会派さんからは代替案なども提出され、いよいよ佳境に入ってきたかな、こんな思いを強くしているところでございます。どうぞ皆さんの御理解、御協力を賜りながら会を進めていきたい、このようにお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

日程の1、第23回代表者会議における合意事項を議題といたします。

内容は、基本構想特別委員会設置についての提案につきましては、次期基本構想策定時に改めて検討をしていくこと、このことを合意内容としております。御確認ください。

次に、日程の2、検討・協議事項に入ります。議会基本条例を議題といたします。

前回、前文については修正案3を協議していただき、協議は終了しております。その後、第1章、総則から、第3章、市民と議会の関係までの案について、皆さんから御意見をいただき、代替案があれば提出いただくことになっておりました。

最初に、前回の協議の中で、議会基本条例案の体裁につきまして御意見がございましたので、座長のほうから発言をお願いしたいと思います。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、前回の条例案の協議の中におきまして、条例文案における体裁ではありますが、コンマの取り扱いについての御意見をいただいたところでございます。議会基本条例案における条例文案の取り扱いにつきまして説明させていただきたいと思っております。

前回、御指摘をいただきましたコンマの取り扱いにつきましては、現在、調布市の公文書で使用されているコンマは通常の文書で使用されているコンマではないコンマが使用されています。

今回、お示しいたしました条例案では、通常で使用されているコンマを使用していることから、議会基本条例は、この案のとおりコンマを使用していくのかとの御確認の御意見であったと思います。

現在、調布市の条例で使用されておりますコンマの取り扱いではありますが、昭和39年に制定された調布市条例の横書きに伴う特別措置に関する条例に従い、今日まで施行されているところでございます。

この条例は、これまで縦書きであった条例を、横書きにするため制定されたものでありまして、第2条において、読点は今、皆さんで議論しているコンマに改めるということが規定され、現在、公文書で使用しているコンマに至っているところでございます。

こうしたことから、現行使用しているコンマを委員御指摘のコンマにするためには、条例改正手続と、改正後は膨大な改正事務量が想定されますことから、基本条例案のコンマにつきましては、今後、条例に即したコンマに修正していきたいと考えています。

また、条例案の文案ではありますが、調布市公文例規程第3条第1項において、公用文の文体は、原則としてであるを基調とする口語体を用いると規定されています。市の法規担当課では、公文書の文体は、公文例規程に従い、調布市の公用文書の統一性に務めているところであり、条例の文体は、である調であることが望ましいとの見解を示しているところであります。

しかしながら、議会基本条例は、議会の基本的な理念等を示す条例であることから、市民にもわかりやすく、理解しやすい表現が望ましいという考えのもとで、ですます調を基調とする口語体を用いることといたしたいと考えているところであります。

なお、公文例規程では、原則としてである調を基調すると規定されておりますが、ですます調で作成した条例であっても、基本的にはこれは違法性はないと認識をしているところであります。

前回の御質問に対しての私の見解は以上でありますので、よろしく御理解をいただくとともに、参考までに私の見解をもう1つ申し述べるならば、このことについて、議会としても、今後、何らかの研究、検討が必要だろうというふうにも考えているところでございます。

しかし、これが3月目途に今このことをお願いしている関係から、それまでの間に条例改正を含めて全てを整えるというのは非常にタイトで困難だということも考えられます。したがって、今後の課題としては、議会としては検討課題として、大いにこのことは議論していきたい、このように思っていますので、どうぞ御理解をいただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

座長から条例案の体裁についての説明がございました。ただいまの座長の説明に対して御意見等はございますでしょうか。はい、大須賀委員。

○大須賀委員

座長の説明で結構だと思います。ただ、今の説明にもありましたように、調布市が条例のみならず、全ての公文書が横書きの場合には、点ではなくてコンマを使っているというのは昭和39年の市独特の条例があつてからというふうにお聞きいたしました。当時は当時で何らかの理由があつたと思うんですが、あらゆる常識で考えてみて、小学校に入学して、点と丸ですよと教わっているのに、たとえ横書きであろうが、点ではなくてコンマを使うというのは、私は非常に違和感があるし、市民感覚からずれていると私は思っています。

もちろんこれを改正するとなると、調布市の全ての公文書を改めるという話になったら膨大な作業量になりますから、どこかの段階で行政側が改めて条例を改正して、読点についてはコンマではなくて点にするという改正が必要だというふうに認識しています。できましたら座長からどこかの段階でそういったことも伝えていただいて、行政側が検討して変えるというふうにぜひ踏み込んでいただきたいというふうに思っています。

また、あわせて、である調も明治の昔でしたらわかりますけども、平成の時代で、である調というのも市民感覚から明らかにずれていますので、同時に、である調をですます調に変えるというのも行政側にはぜひ検討して、できるだけ早く対応していただきたいと思っておりますので、あわせて座長から、またそういったこともお申し入れいただけたらというふうに思っています。

議会は行政側との両輪ですから、やはり行政側が直したほうがよいということについては、しっかりと伝えていくことが大切だと思います。また、市長も市民との協働を何よりも大切にしている市長でいらっしゃいますから、こういった提案は積極的に取り入れて一日も早く改善されると私は期待しております。

以上です。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

御意見は慎重に私のほうでも精査をしながら行政側に伝えていきたい、このようなことは間違いなく進めていきたいと思っています。

参考までであります。私の調査をした段階で、この条例案が句読点の部分において調布市と異なる市というか、一般的なゴマ点という表現がよろしいのでしょうかね、そういうものを使っているのは26市中20市であります。私どもと同じコンマを使っているのは6市でありまして、今後、そうしたものは通常なものに改めていくということが適当だろうというふうに私個人的にもそれは感じておりますので、ぜひとも今後の課題として進めていきたい。ただ、私どもの今回、今御議論いただいている議会基本条例につきましては、そうした意味合いからこれには間に合わないということを前提に、まず御理解をしておいていただければということでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、条例案の体裁等につきましては、座長から説明があったとおり御了承をお願いいたします。

次に、代替案の提出が高橋委員さんと、共産党さん、元気派さん、生活者ネットさんの共同修正案、2つ出されております。まず最初に提出していただきました高橋委員さんのほうから、前回意見がいろいろ出されておりました5ページの第3章第7条までの代替案の説明をお願いしたいと思います。はい、高橋委員さん。

○高橋委員

基本的な大きな流れについては、ここでは申し述べておりませんで、具体的にあった、今回御提示いただいた正・副座長案の部分で気になるところだけこういった形にしてはいいかがでしょうかという形での御提案をさせていただきました。

今、お話があったように5ページまでのところでいうと、私が御提案させていただいたの1枚目ですけども、まずは4ページの基本理念のところ、大きな流れでなくて、表現上の問題なんですけれども、「市民に開かれた議会」というのを今回標榜しているということがあるんで、そこについて、「議会活動の情報公開」というふうに書かれている4行目ですけども、その「公開」のところをぜひ私は「情報の提供」という形にしてはいいかかなという形での御提案でございます。それ以外は変わりはありません。

なぜならば、基本的に情報公開という形で行政側でもよく文言として使われているんですけども、当然それは否定するものではないんですけども、我々議会としてより市民に対して、能動的なという意味合いを込めた形で情報提供という言葉のほうがよりそういった

こちら側の思いが伝わるというふうに私自身は考えておりますので、こういった形での御提案をさせていただきました。

次に、5ページの議会の使命及び活動原則のところですが、ここが2のところ、具体的な項目が5つに分解されて表現されておったんですけども、(3)と(4)のところの表現が非常にわかりにくいというふうに私は感じたものですから、そのところをこういった形にしてはいかがかということで御提案をさせていただきました。その表現を見ていただくと、右側ですが、「市民の多様な意見を的確に把握し、その視点をもとに、行政の事務事業を監視し」という、チェック機能という部分をまず加え、「議会の議論を活性化させるとともに、政策提言、政策立案を行います」という、(3)と(4)の2つの表現をまとめた、それに今申し上げましたチェック機能という部分の意味合いを込めまして、監視という表現をさせていただいた。この2点でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。ただいま高橋委員さんからの代替案が提出され、そして説明が終わりました。これに対して皆様から御意見、御質問等がございましたら、この場でお出しただきたいと思います。はい、座長。

○伊藤座長

高橋委員さん、私どもに最初にいただいている資料を拝見させていただきますと、まず基本理念の「市民に開かれた議会」というところにかぎ括弧をつけていますので、もし訂正があれば訂正でいいですが、その部分が今説明がないというふうに思われますので、皆さんに御理解いただくためには、追加でもしあれだったら説明をされたらいかがかなという思いで今、投げかけています。

○川畑副座長

高橋さん。

○高橋委員

済みません、失礼いたしました。あえて、基本理念のところだったものですから、市民に開かれた議会というのをより明確に打ち出すために、かぎ括弧をつけさせていただきました。こういうところがありますし、追加で御説明させていただきます。もう1つ、ごめんなさい……

○伊藤座長

もう1つ、「尊重」があります。

○高橋委員

5ページのところ、もう一個ありましたね。済みません、失礼しました。改めまして、

基本理念のところでしたので、市民に開かれた議会というのを打ち出したこの調布市議会の議会改革について、私は非常に賛同しております。ですので、この市民に開かれた議会を調布市議会として目指しているんだよという意味合いをより強調したい、そういう思いでかぎ括弧をつけて「市民に開かれた議会」という形で表現をしてはいかがでしょうかという御提案でございます。

もう一点、済みません、追加で。5ページの議会の使命及び活動原則のところですけども、第3条の議会の特性を生かし云々のところですが、「市民の多様な意見を集約し」と原案ではなっておりますところを、集約するという表現が非常に高圧的なもの、それから、議会側が上位概念というか、平たく言いますと、上から目線的な表現がされているように私は感じたものですから、「市民の多様な意見を尊重し」という形に変えてみてはいかがかなということでの御提案でございます。

そして、済みません、もう1つ追加で、2の(2)「議会活動は公開を原則とし」の後なんですけれども、「情報公開を推進します」というふうに原案ではなっておりますけども、「市民への的確な情報提供」、ここも基本理念のところと同じなんですけども、情報提供という形で表現してみてもいかがでしょうかという形での御提案で、済みません、追加で御説明させていただきました。

以上です。

○川畑副座長

あと、高橋委員さん、高橋委員さんの2ページ目の6ページと書いてあるんですけど、これは5ページの情報公開の推進というところも当てはまるんじゃないかと思っておりますので……一番上のほうですね。

○高橋委員

6ページですよ。6ページまで入ってよろしい……

○川畑副座長

いや、資料56にあります市議会基本条例(案)の5ページの第3章、市民と議会の関係まで前回説明が終わっておりますので、意見交換は終わっております。

○高橋委員

5と6……(「6条の説明」と呼ぶ者あり)。

○川畑副座長

そうそう、6条の説明までお願いできればと思います。高橋委員さん。

○高橋委員

では、追加で、情報公開の推進の項目でございます。これは、調布市議会として市民に

対しての公開を今までより以上に進めていくんだという意味合いを持ちまして、「情報公開の推進」というところを、「情報公開の促進」とさせていただく提案でございます。皆さんで御議論いただければと思います。

○川畑副座長

ありがとうございました。追加も含めまして、今、高橋委員さんから説明がございました。この件に関しまして、皆様から御意見、そして御質問等がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ、林委員さん。

○林委員

きょう、みんなの党さんからの対案、そして、この後、共産党、元気派さん、ネットさんの共同修正提案を御提出いただきまして、初めて拝見しているわけでございますので、きょう議論が尽くされるのかどうか、これだけの量になりますと非常に疑問なところはあるわけですが、まずは気づいたところから、みんなの党の高橋委員さんにちょっとお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、4ページの基本理念なんですが、言葉遣いとして公開と提供という意味をどのようにならされるというか、捉えられていらっしゃるでしょうか。まず1つ。

○川畑副座長

高橋委員さん。

○高橋委員

先ほども御説明をさせていただいたんですけども、本来の言葉の持つ意味という部分よりも、今、一般的に使用されている言葉遣いという中での基本的に感覚の問題で申し上げているところございまして、情報の公開でも決して間違いではないし、問題はないのかなというふうには感じておりますけども、より積極的及び能動的なという形での意味合いと市民が主体であるという、その主体の市民の皆さんに対しての歩み寄りの表現を含めた意味合いを持ちまして、公開でなく提供という形の御提案をさせていただきました。

○林委員

言葉の意味というのは非常に重要で、もちろんそのようにお考えでこういうふうにならされているとは思いますが、そのお話の中の感覚で捉えられて条例案の中に取り入れていくというのはいささかどうなのかなというふうにはちょっと思います。

私が公開と提供というものをどういうものかなというふうにと考えると、公開というのは、今までも情報公開につけての議論がいろいろある中で、情報の公開という意味については、誰もが同じように利用できるような環境を整えるというか、そういう意味合いだというふうには私は捉えているんですね。

一方で、提供というのは、差し出すというか、差し上げてとか、こちらから積極的に、どうぞ、見てくださいというふうな形に捉えられるんですね。ですから、その意味というのは、感覚ではなくて随分違ってくるのではないかと私は思っていますんで、その辺をもう少し考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。

とりあえず以上です。

○高橋委員

今、林委員の質問に答えたところでも申し上げたんですけども、今おっしゃってくださったとおり、決して言葉は安易に感覚だけで申し上げているという部分で活用してはいけないというふうに私も理解はしておりますので、先ほども申し上げましたように、今、林委員も後段、御指摘いただいたように、私としては、情報を市民の皆様にあえてこちら側から、議会側から見ていただきたいという意味合いを込め、能動的に提供していくという、今言った差し上げる、私も前段申し上げましたけれども、歩み寄りの姿勢を見せていくという部分での意味合いを持たせておりますので、先ほどは、前段のところでは感覚というふうに申し上げましたけど、その感覚というのは、その意味合いの捉え方の部分のお話でございますんで、私も意味合いとしては、基本的に市民の皆様にあえて歩み寄る形での情報を差し出す。そういう意味合いを込めてこういう表現をさせていただいているということをつけ加えさせていただきます。

○林委員

先ほど一応、その場でとどめるつもりだったんですけども、今のようなお答えに対して、私自身は公開という言葉が一番適切だというふうに思っております。提供という言葉に対しては、差し出すというか、差し出すだけでなく、相手の用に供するとか、そういった意味も含めてが私は提供だというふうに思っていますんで、私どもとしては行政の基本的な姿勢として、理事者側、行政側のスタンスと同じ、公開というスタンスがバランスからいっても、また、市民感覚からいっても誰もが同じように利用できる環境をするということで、この公開という言葉が最も適切なんではないかなというふうに思っております。

基本理念については以上でございます。

○川畑副座長

ほかにございましたら。雨宮委員。

○雨宮委員

今の公開と提供の関係性というのは、本当にある意味非常に精査というか、厳密な概念規定をしておく必要があるとは思っているんですよ。公開というのは文字どおり、ある意味では受け身なんですよ。ここに情報があるという。利用する側から見ると、市民のほ

うからアクセスしていくという関係じゃないですか。それに対して、提供というのは、この場合で言えば、議会として能動的に市民に対して情報を出していくということの違いはあると思います。

ただ、そこでちょっと私も今いろいろ議論を聞いていて、気になり始めてきているのは、公開というのは、恣意性が働く要素がないんですね。要するに取舍選択の要素はないでしょう。公開できる情報について全部オープンにするわけだから。それに対して、提供というふうになってきたときに、もしかすると、そこに取舍選択という要素が入り込まないかなという懸念がちょっと出てきているんで、その辺はもう少し厳密な議論をしたほうがいいのかなという思いを今、お2人のやりとりを聞いていて感じたところです。

それから、もう一点、これは質問なんですけど、基本理念のところ、市民に開かれた議会ということを強調するがためにかぎ括弧をつけたと。趣旨としてはわからないわけではないんですが、一般的な法令、条例の作法の問題として、こういうかぎ括弧というのは私、多分見たことがないですよ。普通の括弧の場合は、例えば引用であるとか、あるいは入れ子が何重にも何重にも重なっていても、基本的には引用の場合に括弧を使うということだろうというふうに理解をしていたんですが、一般的な作法の問題で、こういうかぎ括弧を条例文の中に使うということはあるんでしょうかね。さっきのまさに文書規定じゃないけども。そこは今すぐわからなければ後でも結構なんですけど、ちょっと確認しておきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。——なければ……

○雨宮委員

確認をしていただきたいというのは、座長に向かって言ったのか、事務局に向かって言ったのかよくわからないけど、とにかく事務的には調査というか、あれしてほしいなと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

事務局さんにお尋ねなのか、私にお尋ねなのか、ちょっとその辺が定かじゃなかったのでお答えしませんでした。基本的には条例案文、もしくは条例文に仕上げたときにかぎ括弧というのは確かに今まで余り見ていないものですね。ですから、それが何らかの根拠があって今まで使っていないのか、もしくは使うことができるのか否かを含めて、至急この辺は調査をしたいというふうに思います。

○川畑副座長

ほかに、高橋委員さんの出されました代替案に関して、皆さんから御意見、御質問ございましたら……座長。

○伊藤座長

次の活動原則の中の集約を尊重という形の表現にしたということ、先ほどの公開と提供ではありませんけれども、この辺もひとつやっぱり意味合いを含めてよく検討しないと、例えば尊重ということになりますと、それぞれ個々の意見を全て尊重するという、例えばそういう意味合いで捉える。いろんな意見を集約して、議会として1つの方向性を出すんだという考え方。案文では、私どもはそういう形なんですけれども、それぞれを尊重するということになってくるときに、何らかの議会運営上、もしくは市民の皆さんからの意見をいただいたときにどう扱うのかという部分、この辺は先ほど議会の目線で見ているというような表現があったけれども、そういう意味合いでとるのではなくて、実際、運用上どうなのかという部分が高橋さんの感覚の中でどうでしょうかね。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今、御質問いただいたように、当然、個々の意見でなくて、多くの市民の多様な意見をお聞きするという基本スタンスというのは皆さん同様にお持ちだと思いますし、議会としても特段の意見だけを尊重するわけではないということは当然理解した意味合いの中でなんですが、先ほど申し上げましたように、集約するという、取りまとめて――済みません、言葉の意味、今、表現を詳しくは理解して御説明できていませんけれども、種々雑多な意見があるから、それをまずまとめようよというような形の表現に私は思えてならなかったがために、こういった形で、当然一つ一つの意見だけに偏った意見をまとめるわけではないというのは理解しておりますし、ただ、意見を大事にしていかなきゃいけないんじゃないですかという意味合いで尊重という表現をさせていただきましたので、これは当然異論もあるかと思いますが、ぜひ御議論をさせていただいて、皆さんの御意見をお聞きできればという意味合いも含めてぜひ議論していただきたいなというふうには思っております。

○伊藤座長

今後の課題にもこれは関係してきますので、あえて私からこの場で触れておきますが、表現の部分において、感覚的な捉え方というのが条例文案の中には非常に危険を伴うということ要素として持っています。ですから、それぞれ条例ができ上がったときに、受けとめ方が千差万別、ばらばらで受けとめられちゃうという可能性もそこに秘めているがゆ

えに、表現的には高橋さんにはなかなかすとんと落ちない表現かもしれませんが、意見を集約するというのであれば、それぞれの意見を議会として集約をしますよ、そして合議体ですから、いろんな議論をしながら方向性を示していきますよというような表現がふさわしいというふうに私自身は考えているので、ぜひその辺は、皆さんの意見はこれから当然いろんな形でお伺いしますが、そういう感覚的なものの提案ということではある意味では非常に難しい部分も出てくるのかな、こんなふうに感じました。

○高橋委員

その言葉だけを捉えられると確かにそうなのかもしれませんが、後段の下の(1)から、ここで今案だと(5)、私のほうでそれを集約して4つにしていますけども、その(3)の中に、「市民の多様な意見を的確に把握し」という形で表現されていたらっしゃると思うんですけども、把握するというようなことをより具体的な形で、こういった形で項目分けして、後段に述べているというような形の体裁になっておりますので、私もその前段の意見の集約という部分を尊重というふうに変えた部分については、皆さんの意見が集約という形でよろしいのではないかとということであれば、それは決して私がどうしてもここを主張するものではございません。

ただし、市民の多様な意見を集約とともに尊重していくんだよという部分の姿勢はぜひ出しておきたいなという形で私は思っておりますもんですから、こういった表現をさせていただいたということで、この場で皆さんで御議論がそれで問題ないではないかということであれば、ここについてはそれほど重くはこだわっておりません。

○伊藤座長

御意見は皆さん、多分胸にとめていただいていると思います。これで、じゃ、こういう形で修正した、それで決定しましょうとか、前回申し上げましたけれども、ここで決定をする場所ではありませんので、最終的には皆さんの意見を聞きながら私のほうで精査をさせていただいて、最終文案に仕上げていくという作業を繰り返していきますので、ぜひその辺は活発な意見交換をしていただければというふうに考えます。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今いろいろお話を伺っていたんですが、やはり高橋委員が言いたいのは、市民の一人一人出された意見をちゃんとしっかり議会として受けとめますというか、ちゃんとこれは一つずつ大事にしていきますというような意思をあらわしたいということだと思うんですね。それで、よく行政側でもパブリックコメントとか、いろいろ行いますけれども、その中で、

いろいろパブリックコメントを出しても、市民の側からすればどのように生かされたのかわからない、端的な言葉で言えば、これは意見を聞くというアリバイづくりじゃないのかというような疑問を持たれるというようなこともあると思うんですね。そういう声も実際聞きますし。なので、パブリックコメントを議会としてもこれからしていくかもしれないですけども、それをしっかりと受けとめましたと。行政でも今パブリックコメントに一つずつ行政としての考え方を示したり、それはどのように生かしていきますというようなコメントもつけてきていると思うんですけども、そのような姿勢でしっかりと市民の意見を聞くというスタンスをあらわすという意味で、ここを尊重ということに高橋委員はしたのかなと思います。

私も尊重という言葉なのか、下に挙げているように、ほかのところの自治体の基本条例なんかも見ますと、「把握し」というふうになっているところもありますし、尊重していくというようなスタンスは、しっかりとそれぞれ議会としては持つというところでどうしていくのかというのもまたここの中で考えていければと思います。またこれは、この後にもいろいろなところで、広報、公聴とかにも出てくると思いますので。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

私、どうしても言葉にこだわってしまうんで、先ほど基本理念のところだけだと思ったんですけど、済みません、その後も全部よろしいんですね。

○伊藤座長

今、提案されたものは全部いいですよ。

○林委員

そうですね。そうしますと、今おっしゃった集約というのは、名前のとおり集めてまとめるということですよ。尊重というのは、これも字のとおり、尊いものを重んずるというふうに私は理解しています。座長が先ほど図らずもおっしゃいましたけども、尊重するという言葉をもし――もちろん尊重していないわけじゃないんですけども、実際、実務上どういうふうになっていくかという、私たちは多様な意見、本当にさまざまな意見を聞く立場にあるわけですよ。極端な話、右から左まで、上から下まで、細かいことから大きなことまでさまざまな異論、反論も含めて耳を傾ける立場にあるわけですよ。それぞれを条例上の中で尊重しという、尊いものを重んじるという言葉を使うと、私たちが集約して政策に変えた場合、そうでないという方々も当然出てくるのは当たり前なんですよ。その場合に、尊重するという言葉を条例上使っている場合、あなた、条例に違反している

じゃないか、私の意見を全然尊重していないじゃないかということになりかねない。条例については、やはり私はその辺は慎重に、条例上文言は捉えるべきだというふうに思っていますけども、その辺についてのお考えはいかがですか。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

御指摘の意味合いも理解はいたします。ただ、先ほどもドゥマンジュ委員なんかからもお話が出ましたように、意見をももちろん皆さん全員が聞く耳を持っているということは常に同じスタンスでおるわけですけども、パブリックコメントなんかでもよく報告でいただくんですけども、集約をしたときに市民の方の御意見が本意の何割までどう伝わっていくのか、ニュアンスの部分、その背景にある部分がどこまで伝わっていくのかというのを集約して、こういった御意見ですという形でまとめてしまった場合に、そこが本意の部分が一部削り取られてしまうようなことがあってはならないだろうという意味合いも私は含んで尊重という表現をしたつもりでございます。

今、林委員の御指摘にあったように、指摘されるんじゃないかという部分はあったんですけど、その後に当然のごとく市政に適切に反映させるという形での表現がされておりますので、当然のごとくいろんな、種々雑多な意見はもちろんあると思いますし、それを適切に議会として聞き届け反映させていくんだという部分はこれでよく伝わっていくものではないかというふうに私は理解しております。

○林委員

集約をするときに、パブコメ等で自分の意見がどこまで伝わっているかというのは、それは集約のというか、パブリックコメントの捉え方の問題だと私は思いますよね。それが正確にパブリックコメントの自分の意見がきちんと書かれるということだったとしても、それが市政の場で具体的な各会派の政策、もしくは行政側の政策として生かされるかどうかというのはあくまで結果であって、それが生かされないからといって尊重していないということはありませんし、それが1つの集約という意味合いかと私は思っているんですけども、その辺は考え方の違いかもしれませんが、私はそういうふうに思っています。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

今、ドゥマンジュ委員さんもお話がありましたけども、下のほうに確かに把握という言葉を使っていますが、集約というと多分数的に何個というので、一つ一つのことをちゃん

と受けとめてくれたのかなというふうなときのイメージがちょっと違ってくるのかなというふうに聞いておりました。

ですから、そういう面で言えば、二重になるかもしれませんが、やはりどんなことを言いたいのかということをやっぱり意見を正確に把握すること、そのことが重要なのかなというふうに思いますので、どれがどうというふうに累計するというのではなく、どういう重みのある内容なのかということをしっかりこちらのほうが受けとめると。そういう意味で言えば、ちょっとあれですけども、逆に言えば、最初のところも当然ながら「市民の多様な意見を把握し」という言葉に変えれば、尊重という表現とは多少違いますけれども、正確にその内容をしっかりと受けとめるという意味で、私は提案とはちょっと違いますけれども、言葉というもので、やはり集約という言葉に少し違和感を覚えるということについては、私も変えられるものであれば——ただ、尊重まで言うと先ほど言ったような内容的ないろいろな捉え方の違いが出てくるとすれば、下のところで明確に書かれているような把握ということが二重にはなりますけれども、把握して、しっかりそれを反映させるというふうな形になれば、言っていらっしゃる意味も通じるのかなと思いついておりました。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今のところに関連してなんですが、私も集約という言葉自体が果たしてどうなのかという疑問は今でもあるんですが、ただ、同時に尊重という言い方の中には、むしろ曖昧さを残してしまうんじゃないかという、さっき林さんの意見じゃないけど、私の意見はどの程度尊重されたんだみたいな話になっていくと、逆に非常に曖昧さを持ち込まれていくような気がしているんで、この用語というのは果たしてどうなのかという疑問は私自身もありますよね。

○川畑副座長

ほかにございますか。小林委員。

○小林委員

第3条の2の(2)のところで、「市民への的確な情報提供」、この文言に変えたというのは、何が的確で——議会側が的確に把握するという部分はいいんでしょうけど、じゃ、市民側に的確といったときに、本当に市民側がそれが的確かどうかといういろんな議論がそこでまた出てきてしまうのかなという部分が1つありました。

それともう1つ、(3)に「行政の事務事業を監視し」という部分が追加されているんで

すけども、これは後ほどの第8条の部分で市長との関係の中で事務執行の監視等、そういう部分のところとどう整合性を合わせるのかなという部分がちょっと気になりました。

以上です。

○川畑副座長

小林委員、高橋委員に御質問……

○小林委員

いや、いいです。

○川畑副座長

御意見でよろしいですか。ほかにございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

高橋さんの提案そのものについてどうのこうのということよりも、むしろ今後の進め方の問題というか、要するにこれから座長提案を逐条的にずっと議論していくでしょう。逐条的に議論して、その段階でいろいろ手が入ったり、そのままだったりいろいろあると思うんですが、それでずっと最後まで行ったときに、じゃ、果たして全体の整合性や、あるいは規定のダブリだとかというふうなことも当然起こり得るわけで、現状でもかなりそういう部分が見受けられるというふうに私は思っているんです。だから、そういう意味で一当たり、最後まで行った段階でまたもとに戻すという意味じゃなくて整理、そういう作業は進めていく上で必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その基本的な部分についてちょっと確認をしておきたいなというふうに思っているんですが、座長さんの考え方。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

おっしゃるとおりで、ある意味では今進めているものが完全にこれで固まってしまいますよということではない。先ほども申し上げました。最終的に私のほうからの提案で最終案が全ての前文から終わりまでのものが出せる時期が来るだろうと。それは皆さんが意見交換をしているのを私なりに捉まえて、もしくは私がお尋ねをしたことに対しての感触を得ながら進めていきたいというふうに考えていますので、基本的に、例えば今の議論を、じゃ、ここでそういう方向で決めてもらいたいとか、決めたらいかがですかということは一切しません。ですから、この辺は皆さんの意見を尊重すると。先ほどの尊重じゃありませんけれども、なるべくそうした方向で皆さんの意見を集約していきたいということです。

以上です。

○川畑副座長

関連ですか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

ということは、今、この前に決めました前文のところにもそれは及んでくるということでもよろしいですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

根本的に大きく変えますよ、皆さんの意見をいただければ変えますよということではありませぬので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。全く白紙に戻してもう一回なんていうのはあり得ませんから、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思ひますね。

○ドゥマンジュ委員

では、そこは整合性をとるような形でということですか。私も全部を変えてということと言っているわけではないんですね。そこでやっていく中で、やっぱりここはちょっと見直したほうがいいかなというような議論もできるということですよ。

○伊藤座長

整合性と言いましたよね。1章から、これから終わりまで、何章になるかわかりませぬけれども、その章の中で、この部分においては、これは1章に持っていったほうがいいねとか、これは3章だねとかという部分はあるかもしれない。全体のものを今おっしゃるようにもう一回議論できるのねという感覚が私はちょっとよく理解できないんだけど、ぜひその辺はこれから進め方については、雨宮さんがおっしゃいましたけれども、それぞれ章において、皆さんから対案を出されたり、もしくは意見交換をしたものを私が受けとめながら最終的な案をお出しをしますので、そこで最終議論をしてほしいということです。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

進め方等を含めての確認とあわせて、高橋委員さんのほうから出されたものもちょっとミックスして発言していきたいと思うんですけれども、どうも今の議論を伺っていて、例えば尊重と集約についての話というところで、確かに尊重という言葉を受けとめると、非常にきれいな言葉ではあるんですけれども、受け取り方によっては曖昧さがあるであるとか、本来、我々議会として物事を決めていくという機関なわけですから、その中で、例えばビルを建てると。建てるか建てないかといったときに、当然右から左まで意見があ

れば建てるべきじゃないという方もいれば、建てたほうが良いという意見もある。それが尊重という言い回しになると、結論を出さなきゃいけないわけで、なかなかそこにおいて市民から出された多様な意見がどういうふうに尊重されたのかというのはわかりにくいのかなというような印象を持たせていただいています。

それは先ほど来、高橋委員さんのほうから、感覚的にという御発言というか、答弁なんかも出ているんですけども、その中で感覚で物事の話を進めていくと、実際、今回、これ、条例案の文案ということで今議論が進んでいるところではあるんですけども、じゃ、その中で、前回たしか議論の中で条例に盛り込むということではなくて、規則とか要綱とかというところでの規定というような御発言もたしかあったかと思うんですけども。そうすると、感覚的にこの条例案で議論していくとなかなか時間的にも厳しい状況になってくるのかなというふうな受けとめをしまして、例えば規則、要綱、あるいは解説というんですかね、この議会基本条例の解説みたいなものも作成をしていくのかいかないのか、その辺の規則、要綱のところでは感覚的というか、言葉の使い方というのを、こういうことなんだというふうに規定ができるのであれば、別にここが一番大もとの条例のところ、こういう議論をする必要はないと言うとちょっと終わってしまいますんで、余りそういう言い方も適切ではないのかなとは思いますが、その辺の条例自体をつくるプロセスとしての規則、要綱、あるいは解説みたいなものも含めた進め方というのがある程度方向性として決まっていると、じゃ、こういう場合にはこういうところに盛り込んでいけばいいんじゃないかなんていうような話にもなるのかなというふうには思います。意見です。

以上です。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

意見と言ってもあれですけども、おっしゃるとおりなんですよ。条例文の中に事細かく、こうしなきゃいけない、こうしたい、また、こうすべきだというものはそれぞれの意見がたくさんある中で、それを表現するための文章を全てそこに挿入していくというのは、条例としては私は不思議な条例になるんじゃないかなと。ましてや、それぞれの感覚で例えばこれがそこに入っていくとすると、場合によっては、しょっちゅう条例の改正をしていかなきゃいけないようなことにもなりかねませんので、私は前回お話ししたように、ぜひとも運用面においてのものであれば、これは要綱、規則含めてそうしたものにおいて決めていくべきものであろうと。ついては、理念的なものにここはお願いしたいという部分をお願いしたという経緯がありまして、ぜひそうしたことはその方向で進めていければとい

うふうに考えます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。なければ次の——ありますか。林委員。

○林委員

その前に確認なんですけど、このみんなの党さんののがこれで意見がなければ終わるということですか。

○川畑副座長

はい。

○林委員

それであれば、ごめんなさいね。やっぱりいろいろと疑問があるものですから、いろいろ聞かせていただきたいところがあります。

言葉尻じゃないけど、言葉を私は先ほどから気にしているんですけども、まず言葉のほうからいうと、2ページのほうの6ページに当たる情報公開の推進と促進という言葉もあります。これについて、もう質問することはしませんけども、やっぱり推進というのは推し進めるという部分だと思うんですよね。促進というのは促して進めていく。言葉のとおりですよ。この辺の違いについて、どのようなお考えがあつて、こういうふうに変えられたのかというふうに思いますけども、私としては、現在の座長案である推し進めるという形で十分成り立っているというふうに思っておりますし、それで何か不都合があるのかなというふうに正直言って思っておる次第でございます。

あと、もう1つ、これは場合によってはお考えをお伺いしたいかなというふうに思っているんですけども、1ページの5ページのほうの第3条の3項ですか、市民の多様な意見ほにやららで、その後、「行政の事務事業を監視し、議会の議論を活性化させるとともに、政策提言、政策立案を行います」と具体的に書いていらっしゃるんですけども、これは議会に与えられた権限というものを具体化しているような条文になってきているわけですけども、条例案でここまで踏み込んで書く必要性についてちょっと御説明をいただきたいのと、地方自治法上、私たちに与えられた権限というのは明確になっていますけども、その辺の背景も含めて、なぜここまで具体的に書かなきゃいけないのか、その辺を御説明いただけるようでしたらお願いできればと思うんですが。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今の5ページの議会の使命及び活動原則の5項目あった項目の、先ほども御説明したんですけれども、(3)と(4)で案として座長案で出されていたものをよりわかりやすくさせていただいたつもりでございまして、今おっしゃった監視という部分というのは、前回のここでの意見交換の中でもどなたか委員もおっしゃっていたかと思ったんですけど、私はそう記憶しているんですが、監視という機能をどこかに明文化しておくべきではないかという意見もあったふうに私は理解してございまして、議会の使命のところはこの監視、行政の執行に対するチェック機能という部分の意味合いを今回出されております基本条例の中にはきちんと押さえておくべきだという意味合いを含めたいということで、ここに入れさせていただいたという理由でございまして、なぜここまで具体的にというのは基本的にここに案で出されていたものを、言ってみれば、集約、まとめで並べかえて理解しやすい、わかりやすいように表現しただけにとどめているという理解で私はおるんですけども。

○林委員

もしそういうお考えであれば、行政監視的な権限の1つを私たちは持っていますけれども、それと政策提言、政策立案に対しては立法権限に当たっていくと思うんですけども、もう1つ私たちに与えられた権限というもの、地方自治法上定められている行政の意思決定に向けての議事機関としての権限ですよね。そういったものも含まれていないという、もしそういうふうに捉えられているなら踏み込み不足じゃないのかなというふうに私は思っております。むしろ地方自治法において、きちんと明確になっているものをより具体化していくために議会の議論を活性化させるというふうに条例上書かれていけば、私はそれで十分なのかなというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今のところ、ちょっと私も感じているところがあって、高橋さんの提案の中身は、それはそれで理解できないわけではないんですけど、この3条の2の(3)、3号については、原案のほうでは、いわゆる政策立案という機能ですよね。それに対して、修正案のほうには、そこに監視機能まで入れ込んだらと、ちょっと話がごちゃごちゃしちゃうから、もしどうしても監視機能をこの3条の2の部分で入れたいのであれば、条文としては独立させて入れるほうが整理されるんじゃないかなという思いは持ちました。

ただ、さっきから出ているように、ここの部分でそこまで踏み込んだ表現が必要かどうかというのはもう少し精査、吟味の必要があるかなという思いはします。

○川畑副座長

ほかになければ、よろしいですか。大須賀委員。

○大須賀委員

前回のときに、私も議会の機能の第一義的なものは、行政のチェックであるというふう
に申し上げました。その一義的なところを捉えると、当然、行政への議会のチェックとい
うのは、前文にも表現してしかるべき、議会の使命の欄にも表現してしかるべき。

具体的には、この後に来ますけども、監視及び評価のところでもうちょっと詳しく書き
入れるべきだと思いますけども、もちろん条例というのは1条から最後の条までがセット
ですけども、当然ですけど、部分的に見るかと思えますよね。例えば第3条の議会の使命
及び活動原則を見る方もいますよね。そこに議会が行政をチェックするということが入っ
ていないということは、私は逆に不自然と思っていますから、そういった意味では何らか
の表現をこの3条の出だしにするのか、世の中の具体的な表記にするのか、いろいろ表記
方法はありますけども、この中に何らかの第一義的な機能については表記すべきだとい
うふうに考えています。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、高橋委員さんから出されました代替案に関する御意見はここで終了させてい
ただきます。

続きまして、共産党さん、元気派さん、生活者ネットさんから共同修正提案がされてお
ります。この部分につきましての御説明をお願いしたいと思います、雨宮委員。

○雨宮委員

冒頭のところで、修正の修正じゃなくて欠落がちょっとあったもので、追加いたします。
それは、1ページ目の第2条の基本理念と、それからその次に(1)から(6)まで列挙して
ある部分は何だかよくわからないと思うんですが、これ、実は3条の2なんです。3条の
2という言葉が起きたのと、それからもう一点は追加してほしい部分なんです、3条、
原案でいきますと議会の使命及び活動原則の1項になるんですかね。議会は、合議制の特
性を生かし云々というくだりが3行ほどで述べられておりますけれども、その部分を次
に述べるように修正したいと思います。第3条、議会は市民の多様な意見を集約し……

○川畑副座長

済みません。どこでしょうか。

○雨宮委員

ここに書いていないんですよ。書いていないから追加してほしいという意味。わかります？ この修正提案の部分でいうと、第2条、基本理念がありますよね。その下に(1)から(6)まで列挙されています。実は、この(1)から(6)というのは、原案に対応する部分でいうと3条の2になるんですよ。それが1点。

それからもう一点は、いわば欠落なんですけども、3条そのものの第1項といいますかね、原案では第3条、議会は合議制の特性を生かし、市民を代表すると3行ぐらいで述べられていると思いますが、その部分を次のように修正をしたいんです。口頭になっちゃいますけども、第3条、議会は市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命としますと。言いかえれば、合議制から議会活動を通じてという部分を削除するということです。それは冒頭をお願いしておきまして、説明に入りたいと思います。

まず、目的、第1条ですね。ここの部分は、原案の趣旨を基本的に踏まえながら、それを文言整理したという格好になります。原案のほうでは全部で6行ぐらいにわたって述べられておりますけれども、3行にまさに集約、整理いたしました。1条の目的、原案が市民に開かれ活力ある議会をとなつているところを、「市民に開かれた議会にするために」というふうに修正です。それから、二元代表制により議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本的事項を定めることによりを削除です。それで、最終的にはそこにあるように「この条例は、市民に開かれた議会にするために必要な基本理念を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします」という形に整理をいたしました。

次、第2条の基本理念の部分です。ここも若干の書きかえがあるんですけども、原文に対して変更部分は、を代表する市政最高という部分を削除いたしまして、そのかわりと言っちゃあれなんですけど、「の意思を市政に反映させる」というふうに振りかえます。文書的には、「議会は、市の議事機関であり市民の意思を市政に反映させる決定機関として」というふうになります。後で訂正してください。

その次の市民の意思を市政に反映させるための削除して、さらにずっといって、その実現に向け議会活動の云々かんぬんで、情報の共有を図るとともにの次に、「議会への市民参加を推進し」という文言を挿入します。最終形は、そこに書いてあるように、4行、「議会は、市の議事機関であり」と始まって、「自律した地方自治の確立を目指します」という形になります。

次に、3条は、先ほど冒頭に言いましたように、3条の1といたしますか、あれを欠落させてしまいましたけれども、原案の第3条、議会は合議制の特性を生かしというふうになっているところの部分で、合議制の特性から議員の議会活動を通じてという部分を削除して、第3条、議会は市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命としますというふうに修正します。

それから、第3条の2、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりませんそのままですが、ここは若干の整理をしたり、追加したりしています。それで、公正性及び透明性の確保を市民に開かれた議会を目指します。これは、原文の1の修正です。それから、2号については公開を原則とし、情報公開を推進しますということを追加いたしました。追加じゃない、いいのか、そのままです。

○伊藤座長

1と2を1にしちゃったんじゃないの。一緒に。

○雨宮委員

そうですね。それから、次が……

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

雨宮さん、申しわけない。説明する側が非常に困っているぐらいですから、聞くほうはもっと困っちゃうんですよ。理解できなくなってきた、例えば理解がお互い差があると議論になりませんので、できるならばもう一度……

○雨宮委員

では、対照表にしましょうか。

○伊藤座長

対照表にして、もしくはアンダーラインを引いて、ここが変わりましたよ、変わることはこれですよ、1と2は一緒になってこうでしたよというようなほうが議論しやすいのではないかなと思います。できますれば、次回までそれをお願いして、あと残された時間の中で前回説明をしていない部分を私のほうから説明させていただいて、あとまたその部分についての対案があれば間に合わせていただければというふうに思いますが、提案者としてはそれで御理解いただけますでしょうかね。

○雨宮委員

はい。じゃ、そうします。

○川畑副座長

それでは、申しわけございません。時間も大分過ぎておりますので、第4章以降についての協議に移ります。

初めに、座長のほうから第4章の説明をお願いしたいと思います。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、第4章の説明を行います。6ページ、市長等と議会の関係であります。

この章では、市長等執行機関と議会の議員を市民が直接選挙で選ぶという二元代表制のもとで、市長等との関係、議論の充実、監視・評価、議決事件の拡大等について定めています。

特に市長等との関係では、議事機関と執行機関との立場を踏まえ、常に緊張関係を維持しつつ、合議制の特性を生かし、議会としての民意の把握に努め、政策立案、政策提言等を通じて、多様な市民の意見を反映させ、市民にとって最善の意思決定を行い、市民福祉の向上に資する責務を定めています。

議論の充実では、論点を明確にするため、現在試行中であります一般質問における一括質問方式、一問一答方式を選択することができることを定めるとともに、市長等が提案する重要な施策等については、必要に応じて政策形成過程の説明を求める規定を定めています。これは、どのような過程で政策が形成されてきたのかを議会としても確認し、その政策の趣旨等を理解する必要があると考えたからであります。

また、議会の基本的な役割である監視及び評価では、議会機能の強化を図るため、議会は監視及び評価機能を高め、適正な行政運営の確保に努める基本を定めています。

また、議決事件の拡大では、調布市基本構想の策定、または変更について議決事件と定めています。

なお、この議会基本条例が制定される際には、現行の調布市基本構想を地方自治法第96条の2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例につきましては廃止していきたいと考えているところであります。

また、市長等と議会との関係では、災害時における議会としての支援として、市の災害対策本部を支援する調布市災害対策支援本部の設置について定めているところであります。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

座長から説明が終わりました。

それでは、条例の案、第4章について御意見をお伺いしたいと思います。挙手にてお願いいたします。はい、井上委員。

○井上委員

聞き逃しちゃっていたらいけないので確認なんですけども、11条の議決事件の拡大のところで、今、自治法の96条2項云々という御説明をいただいて、市の条例のほうを廃止するというようなニュアンスで受けとめたんですけど、要は現状で地方自治法では基本構想の策定、変更について議決しなくてもいいというふうになったんですけども、調布市の条例でたしか議決案件にすると。この部分の条例を廃止して、議会基本条例では議決事件の拡大を条項として盛り込むという御説明だということによろしいんですね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

いみじくも今おっしゃられたとおりでありまして、当時を振り返ってみますと、当然基本構想が提示される時期に、議会としても、または市の執行部の段階においても議決する方法が当時なかった。これは現実的なところであります。議員提出議案ということで、私も議会から基本構想を議決する事項と定める、このことを提案させていただいて、皆さんの御賛同をいただいて、この条例が定まったところであります。

ただ、ここで議会としてそのことを定めた以上は、議会基本条例の中においても基本構想というのは非常に大事なものでありまして、同じく基本条例の中にそれを組み込みたいと思っています。

そうすると、一方でその条例があり、この条例が議会基本条例の中にも組み込まれるとなると、同じものが2本立てになってまいりますので、前段のものは廃止させていただいて、議会基本条例の中にこれを生かしていきたいという考えでございますので、よろしく御理解いただければと思います。

○川畑副座長

それでは、ほかにございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

第4章の第12条、災害時の支援についてですけども、ここに書いてあることは理解するんですけども、そうすると災害対策本部を応援するという立場なので、災害対策本部を支援する立場じゃないし、市議会独自の支援について何らかの形で表記したほうがいいんじゃないかと思います。

例えば、議会単独で被災地に対して義援金を送ったりしますよね。それで、災害対策本部の設置と関係ないので、例えば最後ですけど、3行目、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部の支援や必要に応じた支援をすることができますとかしたほうが、市議会単独の支援もできるようにしておいたほうがいいんじゃないですかというふ

うに感じます。

以上です。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

今の御提案なんですが、これは支援本部の要綱が御承知のとおり定まっています。その要項の中にそうしたものを付加していくという考え方としてはいかがでしょうか。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

10条ですけれども、10条の1項と2、3がかぶっているというか、市長等の事務の執行について監視等を10条1項で述べていますけど、10条2項については市長等の活動、この辺が私、よくわからないということと、3項はまた事務の執行が出てくるんですけども、この辺は1項と同じようなことを言われているのではないのかなというふうに思っているんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

表現の仕方、御指摘いただくところもなくはないように私も今感じています。ただ、この辺の文言の整理も含めて御意見いただければ、次回何らかの形でこちらからの提案のときに活かしていきたいというふうに考えますので、御理解をいただければと思います。

○川畑副座長

ほかになれば、第5章に入ります。よろしいですか。御意見おっしゃっていただければ。雨宮委員。

○雨宮委員

1つは、一問一答のことが述べられて規定されていますので、それに対応する反問権を、これは今後も引き続き検討していく課題だということで一応整理されていますけれども、条例を制定するというせっかくの取り組みですから、ぜひ反問権について規定する必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。とりあえずはその1つ発言しておきます。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

議決事件の拡大ということで、基本構想は確かに議会で追加ということになっておりますので、ここに定めますということは、それはそれで理解できるものですが、この間私が提案した中に、基本計画も含めてという話をいたしましたけれども、10年後にということがありましたが、私はやはり今、財政状況も大変な中、どういうふうに計画したことがきちんと必ず実現できるものとしていくかということを考えると、このところはもう少し踏み込んで、この間の基本構想で議会としてはそうなったという話がありますけれども、基本計画までしっかり議決しないとなかなか難しいのではないかと思いますので、拡大ということをここで議論できるのであれば、もう一度そういったことについても考えるべきではないかと思います。

それに、青森に行ったときに京丹後のことを聞きましたけれども、さまざまな市政運営の中に関係する大きな計画について、いろいろな議決事項を定めていたりしますが、そういったことも含めどうなのかという議論をやはりここで一度すべきではないかというふうに認識しておりますので、少しやりとりができればと私は思っておりますので、そのことについてここで考えていきたいというふうに思っております。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私は、9条の2項なんですけど、議会は市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めよう努めますとありますが、こうした他の自治体の条例を見ますと、政策形成過程の説明というところをもう少し細かく具体的に書いているのがあるんですね。

例えば今、お話が出た京丹後なんかもそうなんですけど、あとは流山の基本条例でもそういうふうになっているんですけども、ちょっと読みますと、市が提案する政策が必要とされる背景ですとか、提案に至るまでの経緯、また市民参加の実施の有無とその内容、または総合計画における整合性、根拠とか位置づけ、または財源措置とか将来にわたる政策の効果及びコストなどの記述があります。これをまた条例の中にとということよりも、そのほかに必要なことは定めますというような形で書くことも検討して、ここは少し具体的な内容で何かわかるように付加させて書いていくほうが良いと思います。またそれは後ほどの議論でしていければと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。林委員。

○林委員

9条なんですけども、一般質問について一問一答方式、あるいは一括質問方式のいずれかを選択して質問を行いというふうになってはいますが、一般質問は任意でございますので、表現の仕方を変える必要性もあるのかなというふうに思ったことが1点ございます。

あともう一点なんですけど、今、雨宮委員のほうから反問権の話が出ましたけども、反問権を前回から余り賛同できないような意見を申し上げてはいますが、別にそこから逃げているとかいうわけでは毛頭ございません。反問権を行うのであれば、それに見合った環境づくりをしていく必要があるんじゃないかと。もちろん議員自身の研さんも積んでいかなきゃいけないですし、会派においてもそれなりの対応をしていかなきゃいけないというのはもちろん基本にあるわけなんですけども、一方でこの改革検討会の中でも議論があったかと思えますけど、議会事務局機能の充実といったことも、政策法務部門のより充実した人員体制、調査体制等も必要になってくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひその辺をセットで議論をしていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

今の林さんのあれに反論というつもりは毛頭ないんですけど、反問権ということを行ったのは、9条の1の中に一問一答という明確な記述があるもので、一問一答に対応するものとしての反問権というのがその道の人たちの半ば常識みたいになっているようなことも聞いていますので、そういう意味で反問権ということ意見を意見として述べたということです。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

私は、先ほどのペーパーの代替案の中にも入れておいたんですけども、第10条の1項のところは市長等の事務の執行が適正にかつ公平性、効率性及び効果性をもって行われているかというところが文言が伝わりにくい、理解してもらいにくいという感じがあったものですから、その文言の整理だけ勝手に私の対案の2枚目の2項目に入れてあります。ここは、市長等の事務事業が適正にかつ公平に、効率的に執行されているか等を監視しぐらいな形でも十分意味合いは伝わるのではないかとこのように感じたものですから、こういった形の文言の提案だけをさせていただきますので、そこだけ気になりましたので。

以上です。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

先ほどの反問権なんです、やはり反問権という言葉だけで想定すると、いろいろな資料を用意してそこに臨まなきゃいけないとかというようなことにまで広がってしまうと思うんですが、青森に行ったときも京丹後の議長さんからお話があったと思うんですが、反問権も使える範囲を具体的に決めておくというようなことがあったと思います。

例えば質問者の意図がよくわからないとき、これはこういう質問ですかというような問いかけとか、そんなことだったと思うんですが、そういうような範囲を決めての反問権ということで話し合うほうが、より具体的な話がここではできるのかなと思います。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

10条、今、図らずも高橋委員のほうからお話が出たところで、済みません、先ほど気づかなかったんですけど、原文のほうの適正にかつ公平性、効率性、効果性をもって行えるか等を監視し云々という言葉がありますけども、行政の場合、必ずしも効率性をもって行われない部分もありますし、やっぱり行政の執行される場合においては、総合的な評価をしていくという文言というか、そういった一面というか見方を入れておく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。第4章に関してでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、意見も大体出たようでございますが、座長、よろしいですか。

それでは、第5章に入ります。第5章案について、座長のほうから説明をお願いいたします。

○伊藤座長

それでは、7ページ、第5章、議会機能の強化であります。

この章では、議会が持つ本来の権限を十分に行使するため、必要な議会機能の強化について定めています。

議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、議決等を通じて、市長等に対し政策立案及び政策提言を行うものとし、必要があると認めるときには、その政策立案に向けた調査、研究等を行うため政策研究会を設け、その具現化に努めるものと定めています。

また、自由討議では、議案等の審議、審査または調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努め、議長及び委員長は、その議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の会議及び委員会を運営するよう定めています。

そのため、委員会活動では、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分に発揮すること、委員会の審査または調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うこと、委員長は委員会の秩序保持に務め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行うことを定めています。

また、8ページになりますが、議員研修の充実といたしましては、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとし、議員研修の充実強化を定めております。

次に、調査機関の設置では、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者などで構成する調査機関を設置することを定めています。これは、地方自治法第100条の2項にも規定されておりますが、今後の議会機能強化を図るためにも、必要があると認めるときには調査機関の設置を定めています。

また、議会は議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めることも定めております。

第5章の説明は以上でございます。

○川畑副座長

それでは、第5章の説明がただいまございました。第5章の説明に対して皆さんから御意見をお伺いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。雨宮委員。

○雨宮委員

これは質問なんですが、13条の3ないし4、いわゆる政策研究会という規定がありますがけれども、政策研究会についての考え方は代表者会議の以前の議論の中でもたしか多少あったと思いますけども、こういうふうに明確に規定してしまうことによってちょっとどうなのかなというところが率直な疑問としてあるんですけども、もう少しこの辺の説明をお願いできませんか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

例えば以前の提案をされたときの議論の中にも今ありましたという話がありましたが、これはもちろんですが、議会として何らかのテーマが発生したときに、それを研修、研究、調査含めて全く予算のないところでこれを実施するということがまず難しくなってくるだろうという議論があったというふうに私は理解しています。

がゆえに、そこに予算を今後議会費としてつけていこう、このことがまず前提にあるとすれば、この予算を要求するためには、根拠規定でいくと、何らかの根拠が必要だという、こういう研究をしたいのでこういう予算を欲しいんだ、こういう予算を確保したんだということを市民にも説明できると私は思っています。

ですから、ある意味では予算と研究と一緒にするなという御意見もあるかもしれませんが、そうではなくて、何かテーマのあったときには、そういう研究機関を設けますよということをそこに位置づけておきたいということで、ここに計上させていただいたということです。

○雨宮委員

自分自身の考え方をまだ煮詰めているわけじゃないから、思いつきの質問になっちゃうかもしれませんが、政策研究会という位置づけは、それはそれでいいのかもしれませんが、さっきの予算づけの話との関係でいきますと、言葉は荒っぽいんだけど、政務調査費との二重取りみたいな誤解というのはないですかね。

○伊藤座長

個々の会派もしくは議員個人の政策研究、もしくは政策調査、政務調査、そうしたものは今までどおりでいいと思うんです。議会全体としての、議員としての見識を高めるとか、議員としての情報量を共有するとかということであれば、政策研究という1つのあらわし方をしておりますけれども、私はつくるべきじゃないかという思いがしているところなんです。ですから、その辺はこれからまた皆さんと議論を深めていきたいと思いますが、ぜひ今のような忌憚のない意見があれば出していただければ、また対案を出していただければありがたいなと思います。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

今のお話の中で、よくほかでは特別委員会を設けてやっている部分もあるじゃない。うちにも3本ありますけれども、それは調査できますけど、研究もできないわけじゃないですが、そことの整合性というか、それと議会としての政策研究会、予算がついて、これが

ちょっとどういうふうに縦分けるのかなみたいな、その辺を今聞いていて思いました。意見でいいです。

○川畑副座長

ほかにございますか。大須賀委員。

○大須賀委員

関連してですけども、実際に市議会の中には政策研究会をつくっているところがありますよね。調布市議会もしくは調布市の調査に市議会の政策研究会が視察に来ていることもありますよね。私のときにも1つか2つありました。そういった実態もある程度、情報量が不足かなと思いますので、議会の中に政策研究会をつくっているところがどういう機能を持っているのか、常任委員会、個人、会派、特別委員会の役割分担をどうしているのか、予算措置をどうしているのか、申しわけないけど、その辺を事務局に調べていただいて、次回にその情報提供をいただけるとより議論が深まるかなと思います。

以上です。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私は、政策研究というのは、今後、財政状況も大変になってきますから、相当工夫して政策も考えていかなければいけないということから考えると、総合的に議会として自由討議をした結果、議会としてはこう思うんだという提案をしていかなければならなくなるのではないかというふうに考えております。

そう考えると、やはりそういった形が委員会サイドでの内容になるのかどうかは別として、必要になってくるのではないかと思います。そう思うと、アンケートをとるとか、専門家の方をお願いして研究するとか、やはりそれなりの経費が見込めるのかなと思います。

ただ、そのとき、政策研究を何が議会として取り組まなければいけない課題なのかといったとき、これはという問題を出してきたときの必要があると認めたときというふうになっていますけど、議会や市政に関する議員のということよりも、議会全体としてそのテーマが必要になったときにということが読み取れるような文案に変えたほうが、その必要性ということがより明確になるのではないかなというふうに思います。ですから、もう少し工夫が必要なのかなというふうに思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

意見は意見として私なりに受けとめていきたいと思いますが、ここにお示しをしていますように、例えば政策研究会の組織を立ち上げ、そして運営するという、その時点での議長がこれを定めていくというふうにこれに明記してあります。

したがって、個々のどういうものやっていきんだというものをここで固めてしまうよりも、むしろ例えばその年度その年度においていろいろな課題が出たときに、私は柔軟に対応できたほうが条例上はよろしいのではないかという思いが今していますので、この辺のことについては皆さんの対案がまた出されるでしょうから、そのときにまた議論を深めていきたいと思っています。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

この13条、議会機能の強化、全体としては大いに積極的な中身を持っているというふうには思っているんですが、ただ、具体的に例えば条例なり何なりの提案だとか、修正提案だとか、制定提案だとかありますよね。それは、今の法定のもとで言うと、例えば議員の3名以上の同意があれば、いわゆる議員提案という形でできますよね。それから、この間も幾つかあるように、委員会の提案というのがありますよね。それから、ここで言っているところの政策研究会というの、別な形で言うと、研究会レベルでの提案ということも考えられるんですか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

その辺については、例えば各会派の全ての賛同を得て、議員提出議案として出すことは今までも数多くありますよね。ですから、それはこの政策研究会から議員提出議案として出すのかというお尋ねじゃなくて、議会としていつでも出せるということは担保されているわけですから、あくまでもここにそういったものを当てはめるといったのではないと思いますね。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

先ほど大須賀委員のほうから、いろいろな市にもあるので、その資料を出してほしいという話がありました。今、かなりテンポよく来ていますけども、やはりいろいろな資料や内容等を聞かないと、具体的に代案をといても、イメージがなかなか湧かないというこ

ともありますので、今回、私どもが出したのがもう一度ということで戻るからだと思えますけども、それぞれ時期的な問題で、今回やったことについて全て理解して代案が出せるという状況にはないので、やはりそういう意味では例えば研究会のこういった資料というのは、次のときってあつという間に来ますので、なかなか難しいかなと思えますけども、それはそれぞれ間に合った時点でよろしいということになるのでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

その辺は常識的な私の判断もありますので、きょうこうした形で説明をし、皆さんの今の段階での議論を聞きながら、そして対案が出されて、その対案に対して議論を深めていくという繰り返しになりますが、次回、いきなりこの部分を方向づけしますから、意見を聞かせてくれということは無理があるという部分。これはそれぞれの章、それぞれの条についてもそういう形で進めていきたいと思えます。ですから、全く無理のあるところできょうのあしたすぐやってくださいということではないというふうに理解してくればありがたいなと思えます。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

非常に素朴な疑問なんですけれども、15条の委員会活動のところなんですけど、その4、委員会に関しては別に条例で定めますというのは、イメージ的には現行の委員会条例を想定というか、念頭に置けばいいのでしょうか。そういうことでよろしいんですかね。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今、いろいろに政策研究会ですとか、次のページには調査機関の設置というのがありますよね。こういうのはいってみれば専門知見の活用というようなことにも関係してくるのかなと思うんですが、例えば委員会の活動の中でも、例えば環境のことだったらもう少し専門的な話を聞きたいとかというようなことが出てくると思うんですね。

ですので、そういうようなときにも自由に使えるような形がいいのかなと思うんですね。政策研究会というのを設置してしまうと、例えば同じテーマでずっとそこが行ってしまうのかなと。その中身がまだよくわからないんですが、調査機関の設置というのも、委員会でこれが設置できるのかどうかと考えると、調布の議会としてどういう形で専門知見の活

用というのをやっていくのが一番いいのかなというようにところも考えながらやっていくのがいいのかなと思うんですね。

例えばまた委員会の活動なんかも、今後委員会として議会報告会を行うとか、委員会としての活動がもっと充実してくる必要があると思うんですが、委員会の中でそういう権限を持てるのかどうか、専門的知見の活用ができるのかどうか、ちょっとそこは置いておいてまた別なことです。

委員会活動の中で、公述人や参考人を呼んでいろいろお話を聞くというようなことも、もしかしてこの中に条項が必要になるのかと考えます。よその基本条例などを見ると、そういうことを位置づけているところもありますよね。やっぱり委員会活動を活性化していくということで考えれば、委員会が何かテーマを持って、実際に例えばよく出ているようなビルを建てるといようなときに、現地の方はどういうふうにそこを考えているのかというように調査しに行くとか、多摩でも実際にいたと思うんですが、そういうような活動も必要になってくると思いますので、委員会活動のところにはもう少し膨らませて委員会としての調査活動とか、専門知見の活用とかというようなことも盛り込まれていくのかなというふうに考えております。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

いろんな形で議会の機能を高め、政策提案したりして、きちんとアクセスしていくということだと思うんですけども、少しイメージとして、例えば委員会ではどうなのかとか、政策研究会ができた、それとの関係性はどうなのかといったことがなかなか頭の中に浮かべにくいので、もし可能であれば、例えば資料としてそういう関係性を図表というんでしょうか、委員会の中で政策研究との関係性とか、ここに書いてあります議員研修の充実とか、いろいろな調査機関とかありますけど、それぞれのいろいろな市政にこれからやっていくときに、自分たちが充実していくときの仕組みといったものをちょっと書いていただけるとありがたい。もう少し頭の中で整理できるのかなというのを聞いていて思いましたので、もし可能であれば提示していただければありがたいと思います。ここに書かれている内容についてです。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、第5章に関しての御意見は出ましたようですので、ここで終了させていただきます。

それでは、本日の時間も大分なくなってまいりましたので、これで終了させていただきます。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

この間、実は例の議会報告会の実行委員会を開いて、そこに各常任委員会の正・副委員長さんに来てもらっていろいろ議論したんですが、そこで非常に痛感させられたのは、温度差が余りにも大きいということなんです。要するに、議会報告会1つとってみてもそうだし、基本条例の関連でもこの後、また報告会というか、全議員に向けての説明会をやりますよね。それはそれで非常に重要なことだと思うし、やらなければいけない話なんですけども、議員間の温度差をどうやって埋めるのかということは、これはこれとして別の段取りというか、手はずを考えたほうが良いような気がしたんです。この間の実行委員会のときの状況を見て愕然としたんですけども、これは1つの問題提起ということできようは発言しておきます。

○川畑副座長

それでは、会議はここまでとさせていただきます。本日は、第4章、第5章について意見交換をさせていただきました。代替案がございましたら、できるだけわかりやすく対照表、アンダーライン等々工夫をしていただき、1月16日水曜日までに座長のほうまで提出をお願いしたいと思います。

次回、第25回代表者会議は1月18日金曜日でございます。午前10時からここ全員協議会室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。座長のほうからございますか。

○伊藤座長

いや、特に。

○川畑副座長

傍聴していただきましてありがとうございます。皆様には感想などあれば、配付してある用紙をお願いしたいと思います。

それでは、第24回代表者会議をこれにて終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午前11時50分 散会